

○恵庭市中小企業振興基本条例

平成25年3月25日

条例第14号

恵庭市は、秀峰恵庭岳の裾野にあり、自然豊かな森林地帯から湧き出る清水は漁川となって流れ下り、肥沃な大地を築き、ここに明治初頭から先人たちの手で始まった稲作や酪農が根付き、農業が基幹産業として発展しました。

その後、急速に進む国の工業開発の潮流と相まって、工業や商業の集積が進み、産業の中核を担うようになりました。さらに、高い評価を得ている「花のまちづくり」は、地域経済に様々な効果をもたらしています。

こうした本市の経済を支え続けてきた産業のほとんどは、中小企業で構成されており、中小企業は本市の経済活動の礎として、雇用を創出し、市民の暮らしになくてはならない存在になっています。

しかしながら、近年の少子高齢化の進行、人口減少及び経済のグローバル化等の社会構造の変化により、中小企業の経営環境は厳しい状況にあります。

このような中、中小企業はその多様性を生かし、変化する経済環境に適応していかなければなりません。そのためには、中小企業自らが、創意工夫により経営の安定のための努力を行うことが重要であり、また、市民も中小企業振興が本市の経済発展に欠かせないものであるということを認識し、企業、市及び市民がそれぞれの果たすべき役割を踏まえ、連携して中小企業を元気にする必要があります。

ここに、企業、市及び市民の役割を明確にし、中小企業振興を図ることにより、豊かで住みやすいまちをつくるため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業振興に関し、その基本となる事項を定めるとともに、市、中小企業者等、大企業者及び市民の役割を明らかにすることにより、中小企業振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に定めるものをいう。

(2) 中小企業者等 中小企業者、事業協同組合、企業組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体をいう。

(3) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であつて、事業を営むものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業振興は、中小企業者等の創意工夫と自主的な努力を尊重し、地域の特性を生かした総合的な施策を、国、北海道及びその他の機関の協力を得ながら、市、企業、関係する団体及び市民が一体となって推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業振興に関する施策を策定及び実施するものとする。

2 前項において、市は、中小企業者等の意見を聴き、適切に反映するよう努めるものとする。

3 市は、中小企業振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、北海道、中小企業に関する団体、研究機関及び市民と連携を図るよう努めるものとする。

(中小企業者等の努力)

第5条 中小企業者等は、経済的社会的環境の変化に対応して、経営の革新、経営基盤の強化等に自主的に努めるものとする。

2 中小企業者等は、市が実施する中小企業振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、市民の要望に応え、かつ、市民に信頼され、暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

4 中小企業者等は、地域において生産、製造又は加工された製品を取り扱い、地域で提供される商品及びサービスを積極的に活用するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者等との連携及び協力を努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 大企業者は、地域において生産、製造又は加工された製品を取り扱い、地域で提供される商品及びサービスを積極的に活用するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第7条 市民は、中小企業振興が市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、地域において生産、製造又は加工された産品を消費し、地域で提供される商品及びサービスを積極的に利用するなど、中小企業の健全な成長発展に協力するよう努めるものとする。

(審議会の設置)

第8条 この条例の適正な運営を図るため、市長の諮問機関として、恵庭市中小企業振興審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(委員)

第9条 審議会は、市長が任命する13名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席で成立し、議事は出席議員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会の設置)

第11条の2 市長は、専門事項を審議させるため、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、経済部において処理する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(恵庭市中小企業等振興条例の一部改正)

2 恵庭市中小企業等振興条例(昭和54年条例第28号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に改正前の恵庭市中小企業等振興条例(以下「改正前の条例」という。)第16条の規定による恵庭市商工業振興協議会については、第8条の規定による恵庭市中小企業振興審議会とし、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第17条の規定により恵庭市商工業振興協議会委員に委嘱されている者については、第9条の規定による恵庭市中小企業振興審議会委員に委嘱された者とみなし、その任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。